

鴻巣市では、市内の
商店街における空き店舗を
有効に活用する
小売業・飲食業・サービス業等
に対して、
事業に要する費用(改修費等)
の一部を補助します。
(詳細は裏面をご覧ください)

市内の創業を
応援します!

補助金額
最大
50万円

鴻巣市
商店街空き店舗
対策事業費補助金

鴻巣市役所 環境経済部 商工観光課 商工労政担当

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1-1

☎ 048-541-1321

✉ kanko@city.kounosu.saitama.jp

ホームページは
こちらから!



鴻巣市商店街空き店舗対策事業費補助金

鴻巣市では、市内の空き店舗を活用し、出店する新規創業者や魅力あるまちづくりを推進する商店街に対して、事業費の一部を補助します。



補助対象者

次の**全て**に該当する方

- ・市内に**住所**または**事業所**がある**個人、法人、その他団体**であること
- ・鴻巣市**商工会会員**または**補助事業完了までに加入する意思**があること
- ・許認可が必要な事業の場合、**当該許認可を取得している**こと
- ・**市税**を滞納していないこと
- ・空き店舗の**所有者**でないこと（同一世帯者、配偶者、2親等以内の親族を含む）

補助対象事業

次の**各要件**に該当する事業

空き店舗の要件 次の**全て**に該当する物件

- ・市内の**商店街**における店舗物件であること
- ・**1階**または**2階**の店舗物件であること
- ・**3ヶ月以上**事業が行われていないこと
- ・施設内の**テナント物件**でないこと



事業の要件 ①の**いずれか**に該当し、②の**全て**に該当する事業

- ① 空き店舗において事業を開始する**小売業、一般飲食業その他サービス業**等であること
空き店舗を**コミュニティ施設、福祉関連施設、環境保全施設、商店街運営改善施設、新規開発業者のためのチャレンジショップ**のいずれかとして活用する事業であること
- ② 申請日が属する年度の**3月31日**までに事業を完了し、完了後**2ヶ月以内**に開店できること
1日のうち**午前11時から午後2時まで**の3時間を含む時間に営業を行うこと
1週間あたり**5日以上**営業を行うこと
2年以上継続して事業を行うこと
補助金の交付申請**以前**に着手していないこと
既に市内の商店街において事業を行っている者の**事業の拡張**でないこと
国、県、市の**他の助成制度**の対象となっていないこと
中小小売商業振興法に規定する**連鎖化事業**（チェーン店）でないこと
移転により**移転前の店舗**を空き店舗としないこと

補助額と補助対象経費

上限**50**万円（下記経費の**合計の2分の1**以下）

改修等経費（空き店舗の内外装の改修工事、整備、備品等の購入に係る経費）

広告宣伝費（ポスター・チラシ等の印刷、広告の掲載、ホームページ制作に係る経費）

申請方法

下記の書類を揃えて商工観光課窓口へ提出

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・写真（空き店舗の現状が分かるもの）
- ・位置図
- ・補助対象経費の確認書類（見積書等）
- ・次のいずれか一つ（個人の場合）住民票の写し
（法人の場合）登記事項証明書
（団体の場合）団体名・代表者名・役員名・組合員名等を明記したもの

ご不明な点は
表面下部の担当窓口まで
お問い合わせください。